

食品保健指導士会会報

〔第3号〕

■発行：平成16年4月1日

■発行所：食品保健指導士会

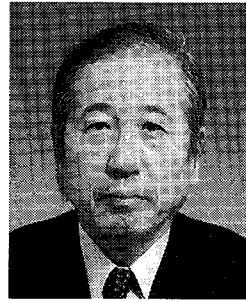
東京都新宿区市谷砂土原町2-7-27 TEL. 03-3268-3160 FAX. 03-3268-3373

(財団法人日本健康・栄養食品協会教育研修部内)

食品保健指導士は実践職能

(財)日本健康・栄養食品協会

専務理事 田中 喜代史



厚生労働省は平成一三年に保健機能食品制度の施行に併せ消費者が健康食品を安全かつ適切に選択して摂取するために、消費者に正しい情報が提供できる助言者としてアドバイザースタッフの養成が

必要であるということから「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方」を取りまとめました。日本健康・栄養食品協会はこれらの考え方を具体化したものとして平成一三年一〇月から食品保健指導士養成講習会を開始しました。これまで一〇回の講習会が行われ受講者は五七四名に上っております。そのうち八回までの受講修了者にたいして四回にわたって修了評価認定試験を実施し四五七名に「食品保健指導士」の資格を授与しております。また、昨年四月には食品保健指導士の資格を取られた皆さんが食品保健指導士会をお作りになりさらなる研鑽に励もうとされていることは日進月歩のスピードで動いている健康食品を取り巻く環境を

考えるとき大変重要なことと思っております。

一方、健康補助食品などの商品に関する表示が残念ながら特定保健用食品など保健機能食品制度に含まれるものを除いて認められておりません。この様な中の消費者に対する健康補助食品などについて正しい知識や情報を提供することは大変な努力が必要だと思っております。しかし食品保健指導士会に参加されている会員は管理栄養士さん、薬剤師さん、保健関係に従事されている方々、健康食品の製造、販売などに携わっている方々など多方面で活躍されているという強味があると思います。

現在、国においては「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会が行われており当協会からも検討会に参加しておりますがこの検討会でも消費者への適切な健康食品に関する情報のあり方を考えるとき食品保健指導士のように一定のトレーニングを受けた有資格者によって消費者の適切な「健康食品」の選択の支援をすることが重要であることが語られています。

このように食品保健指導士の役割は大変大きなものがあります。

健康食品の置かれている今の状況から見ると困難な面も少なくありませんが、会員の皆さんの協力を得ながら協会の大きな使命の一つである健康食品の適切な知識の普及啓発に努めていきたいと考えております。

教育研修部たより

(財) 日本健康・栄養食品協会

教育研修部 部長 尾辻 暢



食品保健指導士会は、昨年四月に発足しましたので、本号は食品保健指導士会発足一周年記念号ということになります。

発足時のメンバーは、第一回と第二回の修了評価認定試験に合格され、食品保健指導士として認定された二五三名の方々でした。その後、第三回と第四回の修了評価認定試験が実施され、二〇四名の食品保健指導士が新たに誕生しました。本年四月一日現在、四五七名がメンバーとなっております。

当協会は、食品保健指導士養成講習会を年四回実施し、修了評価認定試験を年二回実施することとしております。食品保健指導士が増えるとともにそれだけ社会的知名度も高まり皆様方の活動が世間から注目されることになるでしょう。それにしたいが全国の各地域において、消費者、企業、行政等から優れたアドバイザリースタッフとして期待され、信頼され、皆様方の活動の場が広がっていくことと思えます。

当協会では、各方面において食品保健指導士がおおいに活用されるよう皆様方の社会的活動を支援するために種々の施策を講じております。例えば、地方自治体が実施している地域の消費者を対象とした健康補助食品等に関する講演会、イベントへ講師又は相談員として派遣しており、高い評価を受けているところです。

アドバイザリースタッフは、ますます地域社会において、その役割が重要となってくることでしよう。「食品保健指導士」は、今後、優れたアドバイザリースタッフとしてその社会的評価が高まることでしよう。

食品保健指導士会は、会員の親睦を図り、互いに連携を密にして会員それぞれの活動における種々の問題について相談できる場であるとともに、関連情報の取得等自己研鑽の場としても機能することが望まれます。当協会は、貴会が会員の結束に努め、社会的地歩を築いていくことを願っております。

春に心新た

食品保健指導士会

会長 杉浦 上太郎



会員の皆様にはお元気でご活躍のことと存じます。時がたつのは早いもので、平成一五年三月二〇日、(財) 日本健康・栄養食品協会のご支援によって、食品保健指導士会設立総会が開催され、参加者の満場一致の賛同をいただき、同年四月一日付けにて「食品保健指導士会」が誕生し、また春が巡って参りました。

この一年の間、多くの食品保健指導士におかれましては、企業内、地方自治体、医療機関、販売店、またフリーの場において活躍されたことと思えます。また一部の方々には、地方自治体主催、業界新聞社主催等パブリックな各種催事において講師、相談員として活躍されました。しかし、残念ながらそのチャンスを得ることができずに、力を余してこの一年を過ぎられた方、また新しく食品保健指導士になられ、活躍の場を得た方で多少戸惑っていらつしやる方も少なくないことと存じます。

今年、食品保健指導士会は自立を目指します。会としての本部機能を充実したいと思っております。会員のニーズに基づいた補講の実施をし、食品保健指導士としての職能のレベルアップを図る。可能な所から支部を設立し、地域における会員相互のコミュニケーションの充実を図り地域活動を促進化する。等々、現在幹事会にて鋭意討議中です。

私達は「食品保健指導士」早創の同志です。活動の大義名分は『生活習慣病の一次予防として、消費者にとって難解な健康補助食品等の適切使用をサポートし、また食生活や日常生活の留意事項を適切指導させていただき、消費者の健康保持・増進に真の寄与をさせていただく』という点であります。社会で大きく貢献させていただくためには、全会員の心と、ポテンシャルを結束する必要があります。

早創期は困難なこともあるかと思いますが、絶対に挫けてはいけません。何故なら食品保健指導士は、社会性あふれる素晴らしい専門職能であるからです。近い将来において必ず消費者に認知される日が参ります。「一人のための会、会のための一人」を合言葉に力をお貸しください。

厚生労働省 全国健康関係主管課長会議

厚生労働省は、二月六日、都道府県等を対象とした全国健康関係主管課長会議を同省講堂で開きました。その中で田中慶司健康局長は、健康日本21の推進にむけて、各県担当課長の陣頭指揮を要請しました。

新開発食品保健対策室では、次の七項目について説明を行い、指導等の徹底を図るよう要請しました。

一、保健機能食品について

- (一) 特定保健用食品について
- (二) 栄養機能食品について

※ 栄養機能食品の規格基準は現在一四種類(ビタミン一二種類、ミネラル二種類)であるが、新たに三種類(マグネシウム、銅、亜鉛)の基準の設定に向けて、手続を進めている。

二、特別用途食品制度について

※ 許可を受けた特別用途食品については、必要に応じて収去検査等を実施し、許可した食品の内容成分、品質の確保、表示内容の適正化を図っている。一六年一月八日現在で八一八(うち特定保健用食品四〇二)の商品に対する許可・承認が行われている。

三、栄養表示基準制度について

① 制の対象となる表示栄養成分・熱量の範囲

② 表示すべき事項及び方法

③ 強調表示の基準

四、ダイエツト用健康食品対策について

五、特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止について

六、健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告の禁止について

七、「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討について

食育基本法が国会提出

食育に関する施策を全国規模で総合的・計画的に推進するための「食育基本法案」が三月一日、国会に提出されました。同法は、自民党議員による議員立法として提出(参院先議)されたものです。

第十一回「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会

厚生労働省の標記「検討会」(座長 田中平三・国立・健康栄養研究所理事長)が、

二月二十六日(木) 開かれました。議事次第は、

一、海外調査報告について、

二、「健康食品」に係る今後の制度のあり方について、

三、その他でした。

(資料)

(一) 外調査報告書①アメリカの制度、

② EUの制度、③ オランダの制度、

④ EU及びベルギーにおける健康食品の流通実態等

(二) 「健康食品」に係る今後のあり方についての論点整理(抜粋)

(三) 保健機能食品等に係る今後のアドバタイザリースタッフの養成に関する基本的考え方について

(四) 健康食品の安全性及び有効性等に関するデータベースについて

(五) パンフレット「ご存じですか? 保健機能食品」

(六) パンフレット「ダイエツト用健康食品による健康障害を防ぐために」

(七) 厚生労働省ホームページ「食品安全情報」

(八) 特定保健用食品の表示の科学的根拠

・ 栄養機能食品の表示の科学的根拠

・科学的根拠のレベル（アメリカの限定的強調表示の例）

(九)・疾病リスク低減強調表示（コーデックス案）

・疾病リスク低減強調表示（E.U.案）
・疾病リスク低減強調表示（アメリカ）等の資料に基づいて事務局から説明が行われ、委員会において討議されました。

（文責：副会長 淀川都）

健康補助食品管理講習会

■主催／（財）日本健康・栄養食品協会

健康食品部

■平成一六年三月一九日（金）

■会場／飯田橋レインボー会館七F

（食品保健指導士からのレポート）

一、開会挨拶（講演「サプリメントと最近情報」／日健栄協 細谷理事長

①先進国では、一九六五年から栄養問題の取り組みは集団ではなく個人で考えるようになった。

②米国では、一九七五年から栄養表示がなされるようになった。

③先進国では食品の質や栄養の質を重要視している、日本は殆ど考慮されていない。

④食べたものは利用効率を考える。

⑤ヒューマン栄養の視点が重要。

二、「これからの健康食品部」／日健栄協

健康食品部 石田部長

①JHFAマーク食品の現状（消費者、会員企業のアンケート結果から）。

②JHFAマーク商品の知名度の向上を図る。

③JHFA商品化の手続きの簡素化、健康食品部の業務の効率化を促進し、会員へのサービス向上を図る。

二二、「健康補助食品GMP自主基準（案）の解説」／健康食品部 石田部長

①食品の安全性・有効性の担保と品質の確保のためにGMP基準は必要。

②GMPは、食品衛生法に基づいて各企業が自主基準に基づいての実施が原則。

③日健栄協では、工場の認定制度を考えている。

④委託企業とも同一価値観で実践すべきである。

三、「健康増進法改正後の現状について」／厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室

衛生専門官 田中弘之氏

①健康増進法が改正されて半年を経過、自主的に適正広告へ改まってきていると実感している。

②健康増進法第三二条一ニ実証されていない効果を期待させる表現（インターネット、通販等に多い）。

③健康増進法第三二条一ニ「勧告」。

④規制を受ける対象／製造、販売業者、新聞社、雑誌社：「広告、その他の表現」。

⑤書籍も広告として扱う場合：「特定商

品・商品に対する問合せ等記載で誘導」しているもの。記事や学術論文の形態をしているものでも「著しく真実に相違する表示」は勧告対象となる。

⑥広告の本質「自画自賛」は許容範囲で制限しない、国民の健康保持に重大な影響を与える恐れがある場合に取締ることを運用の重点としている。

⑦四月一日付けで栄養機能食品に「亜鉛」「銅」「マグネシウム」の追加を決定した。（現在ミネラルはカルシウム、鉄のみ）

四、「JHFAマーク表示許可申請に当たっての留意点及び申請の簡素化について」健康食品部 石田部長、長谷川主任、松澤主事、伴主事、甲斐主事

①手続きの簡素化

②申請添付書類の充実

③健康被害、虚偽誇大表示の防止に配慮

④GMP対応準備のための資料充実

⑤審査規定は改定後、協会ニュース五月号で案内

⑥今後の課題

(一) 表示許可後の義務、履行時期の一本化

(二) 添付書類の省略

(三) 規格基準への適合判定ソフトの開発

五、「健康補助食品をめぐる今後のあり方について」日健栄協 田中専務理事

①厚生労働省「健康食品に係る制度のあり方に関する検討会」へ、日健栄協として関与をしていく。

②混沌とした健康補助食品業界にあって、リーダーシップを発揮して、消費者に適正使用を啓発して、日健栄協の役割を積極的に果たしていく。

六、所感

①厚生労働省が検討を開始した健康補助食品の法制化の動向に対し、日健栄協と食品保健指導士会が提案した民間が主体となって、自主的なエビデンスを具備した上での基準化による法制化が望まれる。

②原料・製造に関する規格基準は、日健栄協のJHFA規格基準がスライド適応されてもよいのではと思う。

③この度の講習会において、日健栄協から示されたGMP化への実施案は、正にその方向に裨差した良策だと思える。

④厚生労働省の田中衛生専門官から直接「健康増進法」の運用内容を聴取できたことは有意義だった。悪徳業者撲滅を強く望みつつ自らの襟も正さねばならない。

「上海のサッカースクール食事情」

幹事 大沼 弘幸



私は本職整形外科医という関係でスポーツドクターとしてサッカーチームをお世話する機会がしばしばあります。そこでのお話を少しご紹介させていただきます。

いと思います。

今回偶然にも「AFC U14 日本代表上海遠征」に帯同する機会を得ました。世の中を騒がせておりましたSARSが再発した頃で、インフルエンザとともに遠征の中止案まで持ち上がっていました。事前・事後対策を十分検討した上で参加と相成りました。まず、インフルエンザの予防接種を出発一週間前に受けること。出発前日に三八度以上の熱発者は同行させないこと。渡航期間中は水道水は絶対に飲まないこと。手洗い・うがいの励行といったことを注意しました。その結果現地で数名の選手に下痢症状の訴えがありました。が、極度の緊張感が重なり精神的な原因によるものであった可能性は高く、内服・安静加療で大事に至りませんでした。食事に出された生野菜に付着した水分の制限はしておらずそれが原因かはわかりませんでした。振り返ってみてほとんどの食事がおいしかったです。

日本で食す中華料理より素朴で全体的に油っこくて、饅頭やおかずなどでうまくバランスを取っているようでした。上海は東京より寒いことも関連しているのでしょうか。にんにくや他の香辛料も多く使われていた気がします。食堂など暖房は日本のようには十分に効いておらず、衣類はもちろん食事でも体温をあげる工夫がされていたように思います。

そうして大会も無事に最終日に向かって、帰国日空港での体温検査にパスするために、早朝出発にもかかわらず空港に向かうバスの中で選手全員の体温をチェックし最後の関門をクリアして今回、選手・スタッフ共々SARS・

インフルエンザの問題なく無事に全員帰国できました。

すべてがうまく運ぼうとしていた帰りの朝、私にとんだハプニングがありました。上海空港に向かうバスに置いてきぼりを食らうところだったので。バスが100mも走ってしまつて恥を捨て慌てて追いかけているところを選手が気づいてくれたおかげでバスは停まってくれましたけど、ドクターを忘れるなんてほんとひどい話ですよ。添乗員さんしっかりして！バスの中黙々と選手の体温を測りながら独りプンプンでありました。でもまたお誘いがあれば帯同したいと思つてしまふ私でした。



「日本人の栄養所要量」への疑問

幹事 吉田 智



現在、健康・栄養状態、食生活などへの適切なアドバイスをおこなうための指標として、厚生労働省よりエネルギー、食物繊維、たんぱく質、脂質、ビタミン(一三種)、ミネラル(一三種)についての摂取量が示されています。現在のものは第六次

改定であり、平成一六年度から一七年度の間、使用するものとされています。第六次改定では、従来のものと大きく異なる新しい概念(食事摂取基準: Dietary Reference Intakes)が取り込まれ、欠乏症を防ぐ必要量(所要量)とともに、過剰摂取による健康障害を防ぐ上限値(許容上限摂取量)が設定されています。これにより、より具体的な栄養指導などがおこなえるようになったといわれています。この栄養所要量は、健康・栄養に関わるさまざまな分野で活躍される方々に広く利用されています。特に栄養士を中心とする病院や福祉施設など医療の現場で活躍する方は、この栄養所要量を基準として、場合によっては臨床データも合わせて、各栄養素の充足率や摂取目安量について食生活ならびに栄養指導をおこなっています。

しかし、ここで私には少し疑問に思うところがあります。この栄養所要量で示されている摂取量は、健康人を対象としたものであり、疾病など何らかのリスクを持っている方を対象としたものではありません。栄養所要量の前文でも「日本人の栄養所要量は、健康人を対象として、国民の健康の保持・増進、生活習慣病予防のために標準となるエネルギー及び各栄養素の摂取量を示すものである。」と示されています。あたり前のようですが、疾病など何かしらのリスクがある方では、健康人に比較し制限または必要とされる栄養素が異なります。つまり、この栄養所要量は疾病罹患者に対して、あくまで参考程度にしかならないのです。それでも医療の現場では、この

栄養所要量をもとに栄養指導をおこなう以外、他に参考になるものはありません。個体差が大きく左右する疾病罹患者について疾病ごとの栄養所要量を設定することが難しいのは容易に想像がつかます。しかし、本当に必要としている方はリスクを持った方々であり、その現場に携わる方々でもあります。まだ公表はされていませんが、来年度より使用される第七次改定日本人の栄養所要量は、前回のような大幅な変更は期待できないようです。当然、いままで述べましたように健康人のための摂取量です。

どなたでも結構です。健康人だけではなく、せめて臨床の現場で活躍する方々にとって、より適した病者用の栄養所要量をつくらせていただけないでしょうか。

食品保健指導士会活動状況

●第八回幹事会

- ▽平成一五年一二月一六日(火)
- ▽於・(財)日本健康・栄養食品協会二F
- ▽出席幹事/杉浦会長、淀川副会長、川村・吉田幹事(四名)
- ▽オブザーバー/日健栄協・尾辻教育研修部長(一名)
- ▽特別出席/日健栄協・細谷理事長
- ▽議題一・会報第二号編集企画の件/杉浦

会長より、入力済みレイアウト用紙を基に、今号は活躍した指導士の協力を得て特集号が企図どおりになった旨、あとは数名の原稿を入力し、年内に印刷業者に回し、年初発送の予定であるとの説明がなされた。内容は衆議一致で承認された。

- ▽議題二・第一〇回健康食品に係る制度のあり方に関する検討会の件(厚生労働省)ヒアリング後の経緯/淀川副会長より表題検討会に出席した経緯報告がなされた。新たな委員として、薬剤師会、栄養士会、日健栄協等が加わったこと。因みに日健栄協は田中専務理事が担当される。検討会から厚生労働省への検討報告は、当初の予定より遅れる見込みであること等が報告された。当委員会への対応について杉浦会長から淀川副会長に引続き対応するよう要請された。

- ▽議題三・食品指導士必携資料作成の件/淀川副会長より詳細な構成内容の資料を基に、編集内容の説明がなされた。種々検討の結果、保健機能食品とJHFA食品を中心とし、現在栄養機能食品に追加が予定されている亜鉛、銅、Mgも追加が決定された場合は加えることとした。淀川副会長に任意の一分成分をピックアップし、原稿のダミーの作成をすることを要請した。討議の上編集内容が決定したら幹事で分担を決め着手する。概ねの発行目標を平成一六年六月に設定する等につき意思統一した。
- ▽議題四・教育研修部活動状況/尾辻部長

より、第九期の受講者の概要説明がなされた。五一名(新規三二名、継続一九名)。その他、週刊朝日増刊号(健康食品)に指導士の記事が掲載され、相当の反響があったので今後の受講者増が期待される。第四回認定試験の受験者は一一〇名の見込みであり、来年一月には指導士は四五〇名ほどになるであろうと述べられた。

▽懇親会：日健栄協教育研修部と指導士会幹事会の年末合同懇親会を午後六時よりホテルグランドヒル市ヶ谷内レストラシ・サルビアにて開催した。教育研修部より三名、幹事会より四名の参加者。

●第九回幹事会

▽平成一六年二月一〇日(火)
於・(財)日本健康・栄養食品協会二F
▽出席幹事／杉浦会長、石井・川村・吉田幹事(四名)
▽オブザーバー／日健栄協：尾辻教育研修部長(一名)
▽議題一：会報第二号発行報告の件／杉浦会長より、日健栄協や活躍レポートを寄稿いただいた指導士各位の協力によって、無事会報第二号が発行できたことに対する謝辞が述べられた。

▽議題二：食品保健指導士必携資料作成の件／淀川副会長が欠席のため、杉浦会長より、現在淀川副会長がダミー原稿を鋭意作成中であり、三月には提示できる見込みであるとの状況説明がなされた。

▽議題三：平成一六年度活動方針(案)の件／杉浦会長より、表題方針案につき、資料を基に状況説明がなされた。独立体としての要件具備施策、支部組織、補講等教育制度の体系化等について詳細説明がなされた。種々検討の結果、欠席幹事にも資料を送付し、意見を集め、次回幹事会で再度検討をすることとした。

▽議題四：教育研修部活動情報の件／尾辻部長より、第四回認定試験で新たな指導士が約一〇〇名ほど誕生する見込みである。第十期の指導士講座の受講者は新規四八名を含み六六名となる見込みである等状況説明がなされた。

▽議題五(その他)幹事会開催日程の件／杉浦会長より、幹事会の出席率アップのため、幹事会日程を予めスケジュール化した旨の動議が出された。種々協議の結果、原則的に第三火曜日開催とする。ただし教育研修部が指導士講座開催中は、その前後の火曜日に変更することとし、平成一六年三月一二月までの具体的開催月日を衆議一致で可決した。ただし教育研修部にて会議室の予約確認をした上で最終決定とする。

●第一〇回幹事会

▽平成一六年三月一〇日(火)
於・(財)日本健康・栄養食品協会二F
▽出席幹事／杉浦会長、淀川副会長、石井・大沼・川村・吉田幹事(六名)

▽オブザーバー／日健栄協：尾辻教育研修部長(一名)
▽特別出席／日健栄協：田中専務理事、健康食品部石田部長、長谷川主任(三名)

▽議題一：食品保健指導士必携資料作成の件／淀川副会長より、保健栄養の基礎知識、栄養状態の管理に関する概要、保健機能食品、特別用途食品、JHFA規格食品の概要等にて編集内容とする旨の説明がなされた。種々討議の結果、当初の制作目的である「評価できるエビデンスを根拠として指導士が日常的な指導に役立つオリジナル資料」を再度見直すこととした。杉浦会長より吉田幹事に協力の要請がなされた。また作成決定以来相当の時間を要しているので速やかな推進の要請がなされた。

▽議題二：平成一六年度活動方針(案)の件／杉浦会長より、第九回幹事会にて、出席幹事及び欠席幹事に資料配布をしたが、まださしたる意見は出ていない。活動計画案の要旨は、指導士が社会的機能を発揮するために独立団体として機能すべきこと。支部組織化を編成し、全国的な機動力が発揮できること。会運営の資金源を検討すること等についての説明がなされた。後刻、日健栄協田中専務理事より指導士会への要望、日健栄協支援の内容説明がなされるので、本討議は中断とした。

▽議題三：会報第三号編集発行企画の件／杉浦会長より、第三号の編集見本を基に

編集企画内容につき説明がなされた。巻頭言は日健栄協田中専務理事、教育研修部たよりは尾辻部長、学術情報は淀川副会長と吉田幹事、スポーツ選手と栄養管理について大沼幹事にと、それぞれ原稿作成を要請し承諾を得た。新人指導士特集を企画したが、幹事会后、数名の方に打診した結果、原稿作成日数が少ないことから第三号は断念し、第四号とする事とした。

▽ 議題四・教育研修部活動情報の件／尾辻部長より、第十期の指導士講習会の受講者は新規四八名を含めて六六名であったこと、第一期の準備活動に入ったこと、指導士の更新制度については、現在教育研修委員会で検討中であるが、結論が出るまでは時間を要する見込みであると縷々説明がなされた。

▽ 議題五・(その他二)日健栄協・健康食品部にて電話相談要員募集の件／健康食品部長谷川主任より、一般生活者を対象とした電話相談担当者の補充要員として、指導士を募集したい旨、また勤務条件についての説明がなされた。種々質疑応答等された結果、幹事会幹事のテスト体験の必要性から吉田幹事が電話相談の体験をすることになった。後刻、健康食品部石田部長が出席され、長谷川主任の補足説明をされ、さらに健康食品部で正規の職員を一名募集する旨の概要説明がなされた。正規職員は、指導士、薬剤師、栄養士等の資格にはこだわらず協会にふさ

わしい人材を求めているとの由。幹事会としては、杉浦会長より、指導士を活用いただくことへの謝辞を述べ、募集に当っては、多くの指導士にチャンスが理解できるような協会ニュース等で広く公募されるよう要望した。

▽ 議題五・(その他二)日健栄協としての食品保健指導士会支援の件／日健栄協田中専務理事より、現在指導士は四五七名になった。指導士会はそろそろ自主的な会としての運営をする時期であろう、事業計画案を策定し、これにより運営して欲しい、日健栄協としても出来る限りの支援をする。平成一六年度は、年四回発行の会報の印刷費用と五月開催予定の指導士総会の費用のおよそ八〇%を助成する予定であるとの説明がなされた。杉浦会長より、日健栄協の支援プランと会員から徴収させていただく適正会費を考慮し、再度平成一六年度活動方針案を練り直し、それを後日幹事へ示し、四月の幹事会で討議したい旨の意思表示がなされ、満場一致で了承された。

▽ 議題五・(その他三)幹事会開催日程の件／杉浦会長より、月例幹事会開催の日程につき、四月から淀川副会長の勤務の都合で、火曜日の開催は難しくなったので、再度検討したい旨動議がなされた。種々討議した結果、まだ四月からの勤務予定が確定していない幹事がいるため、四月度の幹事会は一五日(木)開催を決め、後の日程は再度討議することとした。

平成一六年度

『食品保健指導士会通常総会』ご案内

◆日時 平成一六年五月二〇日(木)

(総会) 午後一時～二時三〇分

(講演) 午後二時四〇分～

三時四〇分

(懇親会) 午後三時五〇分～

五時二〇分

◆場所 フィオーレ東京 地下一F

会議室「ローズルーム」

東京都新宿区新宿区七・二六・九

電話〇三(五二九二)六五一〇

◆参加費 二千元(当日戴きます)

議案書等詳細のご案内は、近日中に送付申し上げます。万障お繰り合わせの上ご出席のほどお願い申し上げます。

☆編集後記☆

▽ “光陰矢のごとし” 誠に時の経つのは早いもの。失った時は取り戻せない。日々心新たに決意。

▽ 早や、県単位での食品保健指導士結束の動きあり。行政と一体となった活動プランを企画中との由、期待大。他地区でも、発起人の名乗りを上げていただく方々を切望。

▽ 会報は、我ら同志のコミュニケーション誌。乞う積極寄稿を。(杉風記)